

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月27日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 霧島市国分障害者福祉作業所
- 2 指定管理者 霧島市国分中央三丁目33番10号
特定非営利活動法人 コスモス園
- 3 指定の期間 2019年（平成31年）4月1日から2024年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 霧島市国分障害者福祉作業所概要

- ① 施設名 霧島市国分障害者福祉作業所
- ② 位置 霧島市国分中央三丁目33番10号
- ③ 建築年度 昭和60年度
- ④ 構造・面積 鉄骨造スレート葺平屋建 延床面積 144㎡（5室）
- ⑤ 設置目的 市内に居住する障がい者の社会参加の促進及び福祉の向上を図るため設置

2 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
名称 特定非営利活動法人 コスモス園
代表者 理事長 池田 和弘
所在 霧島市国分中央三丁目33番10号
- ② 組織
設立 平成18年度
認可 平成18年8月16日法人認可
設立目的 働く意欲がありながら、就労で雇用されることが困難な障がい者等とその家族に対して、住み慣れた地域で安心して、いきいきとした生活が送れるよう、その能力に応じて社会性適応訓練、生活指導を行うとともに保健福祉の普及・啓発を行い、併せて公の施設の運営・管理に関する業務も行うことにより、障がい者の福祉向上と地域福祉に寄与することを目的として設立
- ③ 事業
 - ・ 障がい者とその家族の支援に関する事業
 - ・ 福祉作業所の運営に関する事業
 - ・ 障がい者に対する保健福祉の普及・啓発に関する事業
 - ・ 公の施設の運営・管理に関する事業

3 指定管理の方法等

- ① 指定管理の方法 直接指定
- ② 直接指定をする理由
国分障害者福祉作業所においては、現在の指定管理者により、障がい者等に対する社会性適応訓練や生活指導等が適切に行われてきているところであり、入所している障がい者等の立場からは、可能な限り安定し、かつ、継続したサービスが求めら

れる側面があることに加え、現在の指定管理者が蓄積した当該施設の管理・運営技術などを活用することにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるため。